

児童手当・特例給付

氏名住所
金融機関

等変更届

記入例

※受付確認年月日

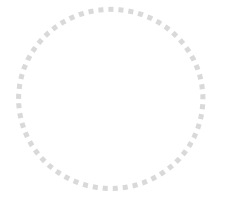
受給者は現在手当を受給している方(お子さんではないのでご注意ください)のお名前をご記入ください。

公簿等で確認することに同意します。

必ずご記入ください。

申請年月日

令和 4 ・ 12 ・ 1



受給者	(ふりがな) 氏名	かまくら ごろう 鎌倉 吾朗	生年月日	昭和 平成	60 ・ 5 ・ 5
	住所	鎌倉市 七里が浜北1丁目2番3号	自宅	0467 (23) 3000	携帯 090 (1234) 5678

受給者	変更前	氏名	鎌倉市				
		住所	鎌倉市				
	公的年金制度の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金保険 (※下記の共済組合の組合員である場合は該当するものに丸をして下さい。) <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 地方公務員等共済 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> その他 () エ. 未加入					
	変更後	氏名					
変更後	住所	鎌倉市					
	公的年金制度の種別	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険 (※下記の共済組合の組合員である場合は該当するものに丸をして下さい。) <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 地方公務員等共済 <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> その他 () エ. 未加入					
変更年月日		令和	4	・	12	・	10

記入内容の確認等でご連絡する場合がありますので、必ず連絡のとれる番号をご記入ください。

退職等の理由により加入する年金制度が変更となる場合には、資格取得日をご記入ください。転居の場合などは、住民票の異動日をご記入ください。

配偶者等	変更前	氏名	鎌倉 花子	職業	ア. 会社員等 イ. 公務員 ウ. 自営業等 エ. なし		
		住所	鎌倉市 七里が浜北1丁目2番3号				
	変更後	氏名					
		住所					
変更年月日		令和	4	・	12	・	10

離婚が成立し、前配偶者と別居した場合には、変更後欄は空欄にし、変更年月日に離婚日を記入してください。

支給対象となる子ども	変更前	氏名 (複数記入可)	転居の場合に限り、ご家族全員で転居した場合には、お子さんの分の記入は不要です。				
		住所					
	変更後	氏名 (複数記入可)	おさんが転居したことにより別居となる場合には、添付書類として、 ・別居監護申立書 が必要となります。 ※マイナンバーでお子さんの住民票の確認を行いますので、別居監護申立書に別居しているお子さんのマイナンバーを必ずご記入ください。				
住所							
変更年月日							

金融機関	変更後	銀行名	銀行・信金 信組・農協	支店名	本・支所 出張所	口座番号
		口座種別	①普通 ②当座	支店コード	口座名義人 (カタカナ)	

備考	※印の欄は、	※入力年月日	令和	・	・
	○字は、楷書	※審査年月日	令和	・	・

○ ※印の欄は、
○ 字は、楷書
□住民票
□申立書

注意

1 この届は、以下の場合に提出してください。

- ① 受給者が氏名、住所（受給者が法人である場合は法人名及び代表者氏名又は主たる事務所の所在地）を変更した場合
 - ② 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）が氏名又は住所を変更した場合
 - ③ 受給者の配偶者が氏名又は住所を変更した場合
 - ④ 受給者が支払先金融機関を変更したい場合
 - ⑤ 受給者が配偶者を有するに至った場合又は配偶者を有しない者となるに至った場合
 - ⑥ 受給者が被用者又は非被用者等でない者の別を変更した場合
- 2 受給者の住所の変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。
- 3 児童の住所を変更した場合は、必ずこの届を提出してください。
- 4 児童の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- ① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合
 - ② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合
 - ③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合
- 5 児童の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。
- 6 この届は、1の①から⑤までに係る事項を変更してから14日以内に、1の⑤に係る事項を変更した場合は速やかに提出してください。
- 7 金融機関の変更について、受給者以外の名義（配偶者名義・児童名義）の口座に変更することはできません。
- 8 金融機関の変更の届出の時期によっては、変更前の口座に児童手当等が支払われることがありますので予めご了承下さい。